

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R4.11.17	R5.1.16	・都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へB票 ・受付・処理票 ・メール	116		1															(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別される可能性があるものを含む)又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものであるため (6号)都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務部総務課
2	R4.11.17	R5.1.16	・都民の声受付・処理票	2		1															(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別される可能性があるものを含む)又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものであるため (6号)都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務部秘書課
3	R4.11.17	R5.1.16	・提言・要望等日計表内訳 ・相談カード	116		1															(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別される可能性があるものを含む)又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものであるため (6号)都民の声総合窓口に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	戦略広報部広報公聴課
4	R5.1.6	R5.1.17	小池百合子氏が都知事に就任して以降に、東京都顧問に就いた者に関する以下の文書で現存するもの全て 1 各々に支払われた給与その他の報酬額を知ることのできる文書 2 宿泊を伴う出張に関する、旅費を知ることのできる文書 3 公用車の運行記録																		請求にかかる文書を取得または作成しておらず、存在しないため。	政策部政策調査課
5	R5.1.6	R5.1.19	2020年1月1日から現在までに行われた、いわゆる「Gブリ」(都知事に対する都庁職員のブリーフィング)の内容・テーマについての一覧をまとめた文書																		請求にかかる文書を取得または作成しておらず、存在しないため。	計画調整部計画調整課